

令和5年1月27日開会

令和5年2月9日閉会

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会会議録

目 次

1月27日（第1号）

1	出席議員	1
2	出席した議事説明者	1
3	職務のため議場に出席した事務局職員	1
4	議事日程	2
5	開 会	2
6	会議録署名議員の指名	2
7	文 書 朗 読	
	条例案提出書	3
	議案の提出について	3
	「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を 有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の 見直しを求める」ことに関する請願書	3
8	諸 報 告	4
9	会 期 の 決 定	4
10	議 案 上 程	
	委員会提出議案第1号	4
11	委員会提出議案第1号 委員会付託を省略	4
12	議 案 上 程	
	議案第1号ほか2件	4
13	企 業 長 説 明	5
14	質 疑	6
15	議案第1号ほか2件 広域水道常任委員会へ付託	13
16	請 願 上 程	
	請願第1-1号ほか3件	13
17	請願第1-1号ほか3件	
	広域水道常任委員会及び議会運営委員会へ付託	13
18	散 会	14

2月9日（第2号）

1	出席議員	15
2	出席した議事説明者	15
3	職務のため議場に出席した事務局職員	15
4	議事日程	16
5	開議	16
6	諸報告	16
7	議案上程	
	委員会提出議案第1号	16
8	採決	17
9	議案及び請願上程	
	議案第1号ほか2件及び請願第1-1号ほか3件	17
10	文書朗読	
	広域水道常任委員会審査結果報告書	17
	広域水道常任委員会請願審査結果報告書	18
	議会運営委員会請願審査結果報告書	18
11	広域水道常任委員会委員長口頭報告	19
12	議会運営委員会委員長口頭報告	20
13	討論	21
14	採決	22
15	委員会の閉会中の継続調査	23
16	企業長挨拶	24
17	議長挨拶	24
18	閉会	25

令和5年1月27日

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第1号

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第1号

○令和5年1月27日 午後2時30分開議

○本日の出席議員 11名

出席議員

瀬 之 間	康 浩
関	勝 則
藤 崎	浩 太 郎
竹 内	康 洋
角 井	基
梅 沢	裕 之
持 田	文 男
斉 藤	た か み
浅 野	文 直
石 田	康 博
井 口	真 美

説明のための出席者

企 業 長	浅 羽 義 里
副 企 業 長	山 限 隆 弘
理 事	秋 元 康 由
危機管理室長	三 橋 俊 郎
総 務 部 長	津 田 宏
浄 水 部 長	小 池 健 一
建 設 部 長	依 田 一 仁

職務のため議場に参加した事務局職員

事 務 局 長	大 江 伸 治
---------	---------

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会議事日程（第1号）

令和5年1月27日午後2時30分開議

第1 会期の決定

第2 委員会提出議案第1号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

第3 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第4 請願第1-1号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-2号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-3号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-4号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

〔事務局長報告〕

出席議員 議長共11名

○議長（持田文男君）このたび招集されました神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会
をこれより開会いたします。

これより会議を開きます。

○議長（持田文男君）本定例会の会議録署名議員を、本職から指名いたします。

竹内康洋君

浅野文直君

以上の両君にお願いいたします。

○議長（持田文男君）本職あて文書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

条例案提出書

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

上記条例案を神奈川県内広域水道企業団議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年1月27日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

提出者 神奈川県内広域水道企業団議会

議会運営委員会

委員長 梅沢裕之

広域水総第90号

令和5年1月27日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

神奈川県内広域水道企業団

企業長 浅羽義里

議案の提出について

議会1月定例会の議案を別冊のとおり提出いたします。

令和5年1月6日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

紹介議員 井口真美

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める」ことに関する請願書

地方自治法第124条の規定により、別添のとおり請願書を提出します。

川崎市多摩区

かわさきの安全でおいしい水道水を守る会

代表者

ほか1, 807名

○議長（持田文男君）なお、監査委員報告2件について、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

〔巻末41～46頁参照〕

○議長（持田文男君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から2月9日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認め、よって、そのように決定いたしました。

○議長（持田文男君）次に、日程第2、委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

〔巻末1～21頁参照〕

おはかりいたします。

委員会提出議案第1号について、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（持田文男君）次に、日程第3、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例ほか2件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

〔巻末22～39頁参照〕

企業長の説明を求めます。

〔企業長、発言を求む〕

○議長（持田文男君） 浅羽企業長。

○企業長（浅羽義里君） 議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

神奈川県内広域水道企業団議会定例会の開会にあたり、提出議案につきましてご説明いたします。

まず、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例及び議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例につきましては、改正された個人情報保護に関する法律の施行に伴い、関連条例の制定など行うものであります。

ついで議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算でございます。

予算の基本方針といたしましては、「かながわ広域水道ビジョン」に掲げました、「最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理」、「自然災害や多様なリスクへの対応強化」、「経営基盤の強化」、この3つの取組みを着実に推進するための予算を編成したところであります。

予算の概要でございますが、まず予算の規模といたしましては、660億7,004万余円であり、対前年度当初予算比では4.6パーセントの増となっております。

収益的収入につきましては、その大宗を占める給水収益は、430億9,059万余円、総額では、前年度比1.1パーセント増の467億9,148万余円を予定しております。

なお、給水収益の基礎となります、構成団体水道事業者に対する年間予定供給水量でございますが、前年度比6.4パーセント増の5億1,527万余立方メートルを予定しております。

予定供給水量の増加の要因といたしましては、令和5年度は、横浜市の西谷浄水場再整備事業や横須賀市の有馬浄水場沈でん池耐震補強工事が予定されており、その間のバックアップとして、企業団からの供給水量を増量し、対応することによるものであります。

一方、これに対する収益的支出につきましては、前年度比7.5パーセント増の436億8,434万余円を予定しております。

その内訳は、生産活動に伴い発生する経常経費として、人件費と物件費等で、

247億4,699万余円、減価償却費等で165億5,313万余円、支払利息等で10億2,047万余円等でございます。

なお、物件費につきましては、電力料金の高騰等により動力費が前年度比115.9パーセント増となる79億7,686万余円を計上しております。

以上の結果、当年度損益は、前年度比52.8パーセント減の23億3,829万余円の利益を見込んでおります。

資本的収入につきましては、建設改良の財源となります、企業債が28億4,800万円、耐震化事業等に係る補助金が2億6,485万余円で、総額は前年度比12.1パーセント増の31億1,285万余円を予定しております。

次に、資本的支出につきましては、前年度比0.4パーセント減の223億8,569万余円を予定しております。

内訳は、一般建設改良費、89億2,665万余円、企業債償還金、132億5,111万余円他でございます。

この結果、資本的収支において、差し引き、192億7,284万余円の収入不足が見込まれますが、損益勘定留保資金等をもって、補てんすることとしております。

なお、累積資金につきましては、前年度比約43億円減の54億2,147万余円となる見込みであります。

ただいまご説明しましたとおり、令和5年度予算においては、動力費など生産コストの増加により、損益、累積資金ともに、前年度比で大幅な減となる見通しであります。

また、企業債は順調に償還が進んでおり、残高は前年比104億円減の580億円と見込まれる一方で、今後は管路や浄水場の更新など、多額な費用が必要となる施設整備が予定されており、財政運営は厳しさが増すものと想定しています。

従いまして、引き続き経営基盤の強化に職員一丸となって取り組んでまいります。

以上をもちまして、私の説明を終わります。細部につきましては、議事の進行に伴いまして、私若しくは副企業長以下、関係職員からご説明申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、ご審議の上、ご議決頂きますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（持田文男君）これより日程第3について、質問、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

井口真美君。

○議員（井口真美君）川崎市の井口真美でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

きます。

はじめに、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例についてです。

この条例は個人情報保護法が改正され、個人情報の保護とデータ流通の両立を目的として、全国的な共通ルールが適用されることから、自治体ごとに持っていた個人情報保護条例を廃止し、改正法の施行に必要な事項を施行条例として制定するというものです。

企業団も神奈川県内広域水道企業団個人情報保護条例がありますが、それを廃止し、新たな条例にすることになります。

もとよりプライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権のひとつであり、個人情報を持つ行政組織は徹底して情報を保護しなければなりません。

しかし改正法がデータ流通をも目的にしており、この法のもとでデータがやりとりされると、かなりの確率で個人が特定され、個人情報が広がってしまう可能性があるためマスコミでも報道されていることから、いかに現行条例が持つ個人情報を守るための規定を加えるかが問われています。

そこで伺います。まず現行条例の目的についてです。

現行条例は第1条「目的」で、「個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と、明確にうたっています。

しかしこの度の条例案では「趣旨」となっています。この「趣旨」だけでは、個人情報を守る意思が後退したと見られても仕方がありません。

現行条例の精神を生かし、個人情報を何よりも保護することを「目的」として、明確に述べるべきと考えますが、伺います。

当局からの事前の説明では、条例案は、現行条例のうち、改正法よりも高い水準の規定については維持しているとのことでした。

現行条例第6条の「収集の制限」では、個人情報を収集する際に様々な制限を設けています。行政が勝手に個人情報を入手することを規制する当然の規定ですが、改正法はここまでの制限をかけていません。まさにこれは維持すべき規定と考えますが、条例案のどこに反映されているのか伺います。

とりわけ第4項の「本人からの収集」は、自己情報コントロール権を保障するために必要であると考えますが、見解を伺います。

同じく現行条例第7条は、個人情報の目的外使用を禁じています。この規定はどのよ

うに反映されるのか伺います。

とりわけ、第2項の「本人への通知」、第3項の「漏えい防止の措置」は必要ではないかと考えますが、伺います。

匿名加工情報についてです。

改正法では、「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」を、匿名加工情報と名付け、公的機関がこの作成と第三者への提供を行うとしています。さらに当面都道府県と指定都市は、この情報を利活用することが義務づけられます。いかに加工して匿名にしても、個人の特定は可能であるという指摘が専門家から次々とされており、この利活用は大変危険であると言わなければなりません。

条例案には匿名加工情報に関する規定がありませんが、これは制度の導入を見送るということではなくて、国からの指示で規定する必要がないと言われたからではありませんか。

用水供給事業には利活用できる匿名加工情報があるとは思いませんが、匿名加工情報を作成するのか伺います。

今後利活用することはあるのか伺います。

次に議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について伺います。

「最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理の取組み」についてです。

令和4年度の予算では、浄水場の増強と送水管等の整備として、具体的に、綾瀬浄水場の増強に向けた基礎調査、新たな供給エリアに向けた送水管整備の検討に一定の予算が組まれていると思いますが、この令和4年度予算額を伺います。

さらに、引き続き令和5年度の予算額についても伺います。

次に上流水利権の有効活用について、令和5年度に具体的に行う事業の予算額を伺います。

次に、資本的支出の中で、「投資有価証券購入費」2億円が計上されています。どのような有価証券を買うのか、その種類、期間を伺います。

全体として大変厳しい予算の中で、なぜ2億円ものお金を出して買うのか、目的を伺います。

次に「かながわ広域水道ビジョン」についてです。

はじめに、先の議会の常任委員会における私の質問の答弁の中で、「浄水場の更新には1,000億円かかる」と言われ、それを各自治体が個別にやるよりも、企業団の施

設の共同利用を最大限活かして費用を少なくしていくのが再構築だと言われました。この1,000億円というのは一体何を指しておられるのか伺います。

企業団の綾瀬、相模原、伊勢原浄水場の増強に加え、西長沢浄水場は老朽化のため更新事業が必要なはずで、これらの費用はそれぞれどのくらいなのか伺います。

広域水道ビジョンでは、再構築の効果額は施設整備費で800億円と見込んでいます。これまでこの根拠は一貫して明らかにされてきませんでした。ところが、このたび、川崎市上下水道局が情報公開いたしましたので、それを見ると、5事業者水道事業連携推進会議の2021年3月の議事録と資料に、しっかりと浄水場ごとの費用が書かれています。小雀浄水場を廃止するのと更新するのではいくら違うんだとか、新たな配水管の敷設にいくらかかるとか、明確に記されています。これは令和2年の試算とのこと。ここまで細かく出してるものがあるのですから、これを改めて公開し、市民・県民の議論に付すべきではないでしょうか。見解を伺います。

今述べました、この5事業者水道事業連携推進会議の会議録を読ませていただきました。この議論を読んでおりますと、たびたびバックアップ体制や危機管理が問題となっています。

昨年3月の会議では、「8浄水場にダウンサイジングすることまでは決まってる訳である。そうすると、県内の8浄水場に余力が当然少なくなるということである。そうすると、事故時の対応や工事の時期が重複した時の調整など、現在でもかなり厳しい調整をしているところではあるが、さらに調整が困難な状況になる。」と企業長が発言されています。そして「そのような意味で、水運用を無視して考えることはできない。どのようにしたら迅速・円滑に調整して安定供給が出来るのか、迅速に調整を実施するためには何が必要なのか」と水運用の一体化について話し合っておられます。

8浄水場になったら、事故の際の余力が少なくなるというのは重大です。この再構築は、災害時や浄水場の故障などの際、必要量をバックアップできる計画を持っているのか伺います。

以上です。

○議長（持田文男君）浅羽企業長。

○企業長（浅羽義里君）井口議員からのご質問に順次お答えをまいります

はじめに議案第1号についてお尋ねがありました。

まず、施行条例に目的を明記することについてですが、施行条例の位置付けは改正法の施行に必要な事項を定めるものであり、目的については改正法によることとなります。

改正法では、個人情報の有用性に配慮するとしつつも、引き続き「個人の権利利益を

保護すること」、これを目的に掲げており、これは現行条例となんら変わらないと考えております。

また個人情報の取扱いについても、改正法に定められた手続きや基準を遵守することで、現行条例と同じ水準で、個人の権利利益の保護が図られるものと考えております。

次に個人情報の収集の制限についてですが、現行条例の第6条の内容は、改正法第61条から第64条までに定められております。

このうち、「本人からの収集」を原則とすることにつきましては、改正法で明記されてはおりませんが、その趣旨は、「個人情報の不適正な取得・利用を禁止する」との規定や、「利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有を禁止する」規定等に包含されると考えております。

したがって、改正法の規定の効果は、現行条例に定める「本人収集の原則」と、何ら変わらないと考えております。

さらに、自己情報コントロール権の保障についても、個人情報を取扱うすべての事務を対象に、個人情報事務登録簿を作成・管理することや、管理されている個人情報を開示、訂正及び利用停止の請求手続きによって、本人が容易に把握することができる仕組みを整えており、十分に保障されていると考えております。

次に、個人情報の目的外の利用提供及び漏えい防止の措置についてですが、現行条例第7条（利用及び提供の制限）の内容は、改正法第69条及び第70条に定められております。

現行条例には、個人情報の目的外の利用と提供を行う場合で、緊急かつやむを得ないときなど、極めて限定的な場合のみ本人へ通知するとした「本人への通知」の規定がございます。改正法では、この規程は明記されてはおりませんが、その趣旨は「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときには目的外の利用と提供を禁止する」という規定などに包含されております。

したがって、改正法の規定の効果は、現行条例に定める「本人への通知」と何ら変わらないと考えております。

最後に、行政機関等匿名加工情報の利用の実施についてですが、改正法では都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当面の間、任意とされております。

企業団では、水道用水供給という事業の性格上、保有する個人情報は限定的であり、利活用に適したものとはなってはおりません。

したがって、当面の間は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する制度の導入を見送ることといたしました。

なお、今後も制度の導入は想定しておりません。

次に議案第3号 令和5年度予算についてお尋ねがありました。

まず、綾瀬浄水場の増強に関する基礎調査についてですが、令和4年度は、令和3年度からの継続業務として実施しております。令和4年度の予算額は540万余円です。令和5年度は予算を計上しておりません。

また、新たな供給エリアに向けた送水管整備の検討についてですが、当初は令和4年度に1,200万余円、令和5年度に4,100万余円を予算化しておりましたが、5事業者の検討状況を踏まえまして、令和4年度は執行を見送り、令和5年度は予算化しておりません。

次に、上流水利権の有効活用についてですが、上流水利権の有効活用にあたりましては、川崎市が神奈川県や横浜市と共用している施設であります沼本ダム、津久井導水路等の施設を企業団が使用することとなります。川崎市は、当該施設について生じるダム管理費、減価償却費、所在市町村交付金等の費用を、水量割合に応じて負担をしております。

そのため、上流水利権の活用にあたって、企業団は川崎市に対して、川崎市が負担しているそれらの費用を、水量割合に応じて負担をいたします。

川崎市に支払う年間の負担額は、試算では約1.3億円を見込んでおりますが、この費用の負担方法について、これまで川崎市と協議を行い、翌年度に費用精算することになったことから、令和5年度においては予算の計上はございません。

最後に、投資有価証券の購入についてであります。これまで、直近の支払いに必要な額を超える余裕資金につきましては、主に1年以内の短期での定期性預貯金で資金を運用し、運用利益を得ておりました。

短期の資金運用は、現在の超低金利の状況では運用利益が限られていることから、財政状況が厳しい中であっても少しでも利益を得るために資金のさらなる有効活用を目的として、余裕資金の一部について、収益性の向上が見込まれる中長期の有価証券での運用を図ろうとするものであります。

運用対象とする有価証券については、安全性の観点から、国債、政府関係機関債、地方債、地方公社債、特別法により優先弁済が受けられる一般担保付きの社債に限定しております。

また、運用期間は10年以内としております。

最後に、広域水道ビジョンについてお尋ねがありました。

まず浄水場の更新費用についてです。

浄水場更新費用が1,000億円かかる根拠ではありますが、厚生労働省が作成いたしました「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」に基づきまして、施設能力が1日当たり50万立方メートルの浄水場を更新した場合の概算を記したものであります。

綾瀬、相模原、伊勢原浄水場の増強費用につきましては、現在5事業者で増強能力を検討中ですので、今後能力が決定次第費用は算定することとなります。西長沢浄水場更新事業の費用につきましても、施設能力、浄水処理方式の検討を進めている最中ですので、今後決定次第費用は算定して参ります。

次に、施設整備の内訳についてであります。

まず、再構築の効果額についてですが、ご質問の資料は、再構築の検討を進める中で、平成22年に公表された神奈川県内水道事業検討委員会報告の試算結果を、令和2年度時点で再度試算したものであります。

しかしながら、増強する浄水場全体の規模は大きく変動しないものの、詳細に検討を進めていく過程において、個々の浄水場の規模は変動する可能性がございます。

このため、個々具体の施設それぞれの整備費等を示すものではなく、総体により再構築の効果を示すことが、その時点では適当と判断をいたしました。

このような考えのもと、令和3年3月に策定した企業団の水道ビジョンのとりまとめにあたりましても、同様の表記をしたうえで公表し、パブリックコメント等の手続きを実施しております。

令和5年度中には、再構築に向けた施設整備計画を策定いたしますので、その中でより詳細な確度の高い効果額をお示ししてまいります。

最後に、災害時等のバックアップ体制についてです。

再構築により将来8浄水場に減少をした場合、災害時や浄水場の故障等に対応できる計画を考えているかということについてでございますが、再構築におきましては、更新費用や維持管理費用の削減のほか、バックアップ機能も向上させることを目指しております。

災害時や浄水場の故障等の多面的なシミュレーションを行い、5事業者全体の浄水処理能力が減少しても、管路網の整備によってバックアップ率が向上するよう検討を進めております。

私からの答弁は以上です。

○議長（持田文男君）井口真美君。

○議員（井口真美君）ご答弁ありがとうございます。

残余の質問につきましては常任委員会等で考えて参りますので、それで結構です。
ありがとうございました。

○議長（持田文男君）以上で通告による質問、質疑は終わりました。

これをもって質問、質疑を終結いたします。

○議長（持田文男君）おはかりいたします。

日程第3につきましては、この程度で広域水道常任委員会に付託して、審査を願うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

広域水道常任委員会におかれましては、慎重審査の上、その結果のご報告をお願いいたします。

○議長（持田文男君）次に、日程第4、請願第1－1号「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」ほか3件を議題といたします。

お手元に請願文書表を配付してありますので、請願書の朗読は省略いたします。

〔巻末40頁参照〕

おはかりいたします。

日程第4につきましては、会議規則第86条の規定に基づき、請願第1－1号、請願第1－2号及び請願第1－4号は広域水道常任委員会、請願第1－3号は議会運営委員会に付託して、審査を願うことにいたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

広域水道常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、慎重審査の上、その結果のご報告をお願いいたします。

○議長（持田文男君）以上で、本日の日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

1月30日から2月8日までは休会といたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次回の本会議の日程を申し上げます。2月9日議会運営委員会終了後、再開、引き続き審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。誠にご苦労さまでございました。

午後3時3分 散会

令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第2号

神奈川県内広域水道企業団議会

1 月定例会 会議録 第 2 号

○令和5年2月9日 午後3時55分開議

○本日の出席議員 11名

出席議員

瀬 之 間	康 浩
関	勝 則
藤 崎	浩 太 郎
竹 内	康 洋
角 井	基
梅 沢	裕 之
持 田	文 男
斉 藤	た か み
浅 野	文 直
石 田	康 博
井 口	真 美

説明のための出席者

企 業 長	浅 羽 義 里
副 企 業 長	山 隈 隆 弘
理 事	秋 元 康 由
危機管理室長	三 橋 俊 郎
総 務 部 長	津 田 宏
浄 水 部 長	小 池 健 一
建 設 部 長	依 田 一 仁

職務のため議場に参加した事務局職員

事 務 局 長	大 江 伸 治
---------	---------

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会議事日程（第2号）

令和5年2月9日

第1 委員会提出議案第1号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

第2 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第3 請願第1-1号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-2号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-3号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

請願第1-4号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、
神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

第4 委員会の閉会中の継続調査

〔事務局長報告〕

出席議員 議長共11名

○議長（持田文男君）休会前に引き続き、これより会議を開きます。

○議長（持田文男君）なお、監査委員報告1件をお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

〔巻末47～49頁参照〕

○議長（持田文男君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護

に関する条例を議題といたします。

おはかりいたします。

日程第1につきましては、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、採決いたします。

○議長（持田文男君）日程第1、委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報保護に関する条例について、原案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（持田文男君）起立多数により、原案のとおり決定いたしました。

○議長（持田文男君）次に、日程第2、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例ほか2件及び日程第3、請願第1-1号 「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」ほか3件を議題といたします。

○議長（持田文男君）広域水道常任委員会から審査結果報告書及び請願審査結果報告書が、議会運営委員会から請願審査結果報告書がそれぞれ提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

広域水道常任委員会

委員長 浅野文直

広域水道常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託の議案第1号ほか2件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

議案第1号	神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例	原案のとおり 可決すべきもの
-------	-------------------------	-------------------

議案第2号	神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの
議案第3号	令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの

令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

広域水道常任委員会

委員長 浅野文直

広域水道常任委員会請願審査結果報告書

本委員会に付託の請願第1-1号ほか2件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

請願 第1-1号	川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願	不採択 とすべきもの
請願 第1-2号	川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願	不採択 とすべきもの
請願 第1-4号	川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願	不採択 とすべきもの

令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

議会運営委員会

委員長 梅沢裕之

議会運営委員会請願審査結果報告書

本委員会に付託の請願第1-3号については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

請 願 第1-3号	川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願	不採択 とすべきもの
-----------------	---	---------------

○議長（持田文男君）広域水道常任委員会委員長の報告を求めます。

〔常任委員会委員長、発言を求む〕

○議長（持田文男君）浅野文直君。

○広域水道常任委員会委員長（浅野文直君）ただいまから、広域水道常任委員会の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、1月27日の本会議において、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例ほか5件について、審査の付託を受けたものであります。

委員会は、1月27日及び2月9日の2日間にわたって開催し、当局の出席を求め、議案第1号ほか5件について、関係提出書類をもとに説明を聴取した後、検討を加え審査を行いました。

議案第1号から議案第3号までに係る審査の過程におきましては、

- 1 動力費及び薬品費の高騰について
- 2 情報公開条例の不開示情報について
- 3 浄水場の増強と送水管等の整備に係る予算について
- 4 管路の保全・方針について
- 5 上流からの優先的取水について
- 6 耐震化事業について
- 7 脱炭素化に向けた取組みについて
- 8 水道施設の再構築に要する費用について
- 9 水運用の一体化について

それぞれ当局の見解を聴取し、熱心に検討を加え、審査に慎重を期したものであります。

また、請願第1-1号、請願第1-2号及び請願第1-4号に係る審査の過程におきましては、

- 1 議会インターネット中継に要する費用について
- 2 企業団議会における傍聴実績について
- 3 生田浄水場の廃止に伴う経緯について
- 4 水道施設の再構築に要する費用について

- 5 管路の保全・更新について
- 6 上流からの優先的取水について
- 7 企業団の広報の取組みについて
- 8 動力費及び環境対策について
- 9 酒匂川からの取水量の削減について

それぞれの紹介議員及び当局の見解を聴取し、熱心に検討を加え、審査に慎重を期したものであります。

審査の状況は、以上申し上げたとおりであります。広域水道常任委員会といたしましては、審査結果報告書及び請願審査結果報告書のとおり、議案第1号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第2号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第3号について「原案のとおり可決すべきもの」、請願第1-1号について「不採択とすべきもの」、請願第1-2号について「不採択とすべきもの」、請願第1-4号について「不採択とすべきもの」と、それぞれ決定した次第であります。

以上で、私の口頭報告を終わります。

○議長（持田文男君）次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長、発言を求む〕

○議長（持田文男君）梅沢裕之君。

○議会運営委員会委員長（梅沢裕之君）ただいまから、議会運営委員会の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、1月27日の本会議において、請願第1-3号について、審査の付託を受けたものであります。

委員会は、1月27日及び2月9日の2日間にわたって開催し、紹介議員から口頭説明を聴取した後、検討を加え審査を行いました。

請願第1-3号に係る審査の過程におきましては、

- 1 これまでの報酬改正の経緯
- 2 給水人口別の比較
- 3 企業団議員から議会事務局への問い合わせ状況
- 4 これまでの支給方法の検討状況

等、熱心に検討を加え、

- 1 企業長の給与改定に合わせて検討すべきもの

- 2 多くの給水人口を抱える議員の責任の重さ
- 3 議会閉会中における日常的な議員活動の実態
- 4 前回改定から議会運営に大きな変更がないこと

等、各団体からの意見を聴取のうえ、審査に慎重を期したものであります。

審査の状況は、以上申し上げたとおりであります。議会運営委員会といたしましては、請願審査結果報告書のとおり、請願第1－3号について「不採択とすべきもの」と、決定した次第であります。

以上で、私の口頭報告を終わります。

○議長（持田文男君）これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

井口真美君。

○議員（井口真美君）私は本議会に提案されました議案について、討論を行います。

議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例についてです。

個人情報保護法が改正され、個人情報保護とデータ流通の両立が目的とされました。

そのため、改正法では、個人の権利利益の保護が適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行う、と改悪されたことは重大であり、企業団の条例も、個人の権利利益の保護を目的とする条文がなくなりました。

質疑では、法の目的に個人の権利利益の保護は図れているとされていましたが、述べたように、個人情報の活用の中で配慮するとされたことは大きな問題です。

また、個人情報の収集の制限や目的外使用の制限などの情報が法の中に含まれているとの理由で無くなってしまいうことも、個人情報本人の知らないところで利用されることを防ぐものではないことを指摘しておかなければなりません。

匿名加工情報は作成・活用しないとのことを発言されましたが、そもそもこの法自体が個人情報の流通を目的とし、本人の知らないところで活用される危険のあるものであることから、この条例案にも反対いたします。

議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例についてです。

個人情報保護法施行条例の制定に伴い、関連する条例の一部を改正するものですが、情報公開条例の中にあつた、人の生命、身体、財産等の保護などに関する情報、公にすることが法令などでできないとされている情報という非公開情報の規定を削除し、非公開でなくなる可能性を持っています。

質疑では他の条文に包含され、非公開であることは担保されることでしたが、包含というのは誠に曖昧であり、公開する可能性を排除できないことから、この部分には賛成できず、議案に反対いたします。

議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてです。

予算案の多くは、老朽化対策、耐震化対策など、水道事業にとって必要なものと認めます。

令和5年度は、浄水場の増強のための予算や送水管整備の予算がなくなっていることが、私にとってはその矛盾が明らかになったものと判断いたしますが、しかし、これにより、計画をやめるということでは無いとのことです。

やはり、各構成団体において、まだ決定をされていない浄水場等の廃止を含む再構築計画を着々と進めることとなります。各自治体の市民の立場に立てば、これを進めることを是認はできません。

これを進める以上、県民・市民の「自分たちの水がどこから来るかは自分たちで決める」という当たり前の民主主義に反することから、これを含む予算案には反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（持田文男君）以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論は終結いたします。

○議長（持田文男君）これより日程第2について採決いたします。

採決は区分して行います。

まず、日程第2のうち、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例について、広域水道常任委員会の報告どおり原案に賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（持田文男君）起立多数により、原案のとおり決定いたしました。

○議長（持田文男君）次に、議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例について、広域水道常任委員会の報告どおり原案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（持田文男君）起立多数により、原案のとおり決定いたします。

○議長（持田文男君）次に、議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について、広域水道常任委員会の報告どおり原案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（持田文男君）起立多数により、原案のとおり決定いたしました。

○議長（持田文男君）次に、日程第3 請願第1-1号「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」ほか3件について採決いたします。

採決は一括して行います。

広域水道常任委員会及び議会運営委員会の報告は、請願第1-1号から請願第1-4号まで「不採択とすべきもの」ですが、広域水道常任委員会及び議会運営委員会の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（持田文男君）起立多数により、広域水道常任委員会及び議会運営委員会の報告どおり決しました。

○議長（持田文男君）次に、日程第4、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

日程第4につきましては、お手元に配付いたしました広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申し出どおり、今後、議会閉会中も引き続き調査を願うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（持田文男君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

〔巻末50、51頁参照〕

○議長（持田文男君）以上で、全日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。会議の結果につきましては、本職から関係方面に手続いたします。

○議長（持田文男君）この際、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

浅羽企業長。

○企業長（浅羽義里君）ただいま、令和5年度予算ほか諸議案につきまして、ご議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

ご審議の中で頂戴いたしましたご指摘やご意見、そしてまたご要望等につきましては、これらをしっかり受け止めまして、今後の企業団の事業運営に反映させるべく、職員一同、引き続き努力して参りたいと存じます。

今後ともビジョンに掲げた将来像である「最適な水道システム」の実現に向けて、施設整備の推進と経営基盤の強化により、広域水道としての強みを最大限発揮すべく、微力ながら尽力して参る所存でございますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、心からお願い申し上げます。

なお本年は、4年に1度の統一地方選挙の年でございます。

多数の皆様が立候補のご予定と伺っております。

どうかご健康には十分にご留意いただきまして、めでたくご当選の榮に浴されますよう、心からお祈りをいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（持田文男君）この際、私の方からも一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

本定例会の議案でございました、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例や、令和5年度予算等、重要案件の審議も無事に終了をいたしました。

ご承知のとおり、本定例会が私どもの任期最終の定例会となります。

企業団におきましては、厳しい事業環境の中ではありますが、引き続き、構成団体と共に、水道事業者全体の「最適な水道システムの実現」に向けて、より一層の施設整備の推進と、経営基盤の強化に努めていただきたいと思います。

また、広域水道事業者としての強みをいかに発揮していただくとともに、構成団体の水道事業者ともしっかりと連携していただき、安全で安心な水道用水の安定供給の継続に向けて、より一層盤石な体制となることを願っております。

最後になりますけれども、この間、議員の皆様方には、各般にわたり、私ども正副議

長への特段のご指導、ご努力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

来る4月には統一地方選挙がございますが、それぞれの立場において、何卒ご健闘、ご活躍されることを心よりお祈りを申し上げます。

企業長はじめ、当局の皆様におかれましては、企業団議会に対しまして誠意あるご協力をいただき、瀬之間副議長ともども厚く御礼を申し上げるとともに、今後とも水道用水供給事業の一層の発展にご尽力されますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

○議長（持田文男君） これをもちまして、神奈川県内広域水道企業団議会 1月定例会を閉会いたします。

誠にご苦勞さまでした。

午後4時17分 閉会

朗読を省略した文書

朗読を省略した文書

目 次

1 委員会提出議案

委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報 の保護に関する条例 ……………	1
---	---

2 企業長提出議案

議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例 ……………	2 2
議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正 する条例 ……………	2 5
議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業 会計予算 ……………	3 7

3 請願文書表 …………… 4 0

4 諸 報 告

監査委員報告

例月出納検査の結果について（令和4年10月分） ……………	4 1
同（令和4年11月分） ……………	4 4
同（令和4年12月分） ……………	4 7
閉会中継続調査申出書（広域水道常任委員会） ……………	5 0
閉会中継続調査申出書（議会運営委員会） ……………	5 1

1 委員会提出議案

委員会提出議案第1号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条—第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第19条—第31条）
 - 第2節 訂正（第32条—第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
 - 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換し

た文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるもののように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
(議会の責務)
- 第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 第2章 個人情報等の取扱い
(個人情報の保有の制限等)
- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を

できる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- （1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- （2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- （3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同

じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 神奈川県内広域水道企業団の機関（神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法律施行条例（令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第 号。以下「施行条例」という。）第3条第1項に規定する機関をいう。）、法第2条第8項に規定する行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は、適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情

		報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
- ア 議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。（個人情報事務登録簿）
- 第18条 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」とい

う。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 取り扱う個人情報の項目及び個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の収集方法
 - (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
 - (7) 保有個人情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) その他議長が定める事項
- 2 議会は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 議会は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 議会は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開

示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第26条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求が

あった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第31条 第29条第1項本文に規定による写しの交付又は同項ただし書に規定する写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- （1）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- （2）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
- （3）利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にななければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第46条 前条に規定する審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第21条第1項に規定する神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

（2）開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人

又は参加人である場合を除く。）

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前2項に定めるもののほか、議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（情報公開条例に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第51条 議長は、毎年1回、議会におけるこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他の事項)

第52条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、神奈川県の実域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、神奈川県内広域水道企業団議会が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものである。

2 企業長提出議案

議案第1号

神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報事務登録簿）

第3条 神奈川県内広域水道企業団の機関（議会を除く。以下「実施機関」という。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的
- （4）取り扱う個人情報の項目及び個人情報の対象者の範囲
- （5）個人情報の収集方法
- （6）要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- （7）保有個人情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- （8）その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文に規定する写しの交付又は同項ただし書に規定する写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第5条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の審査請求に係る審査庁（当該審査請求がされた実施機関をいう。）の諮問は、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）第21条第1項に規定する神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行うものとする。

2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運用状況の公表)

第8条 企業長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他の事項)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(旧条例の廃止)
- 2 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護条例（平成18年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第10条及び第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受け

た業務に従事していた者

- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第15条、第26条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に限る。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、神奈川県内の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

令和5年1月27日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽義里

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る手数料など個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報事務登録簿など神奈川県内広域水道企業団における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものである。

議案第2号

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

(神奈川県内広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第1条 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売又は頒布することを目的として発行されるものを除く。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) <u>新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売又は頒布することを目的として発行されるもの</u></p> <p>(2) <u>文書又は図画の作成の補助に用いたため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。</p>

- (1) (略)
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) (略)
- (4) 企業団の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア～エ (略)

オ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方行政独立法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (1) (略)
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (3) (略)
- (4) 企業団の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア～エ (略)

オ 企業団の事業又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にし

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内になしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

3 開示決定等をする実施機関が議会である場合において、前2項に規定する期間に議長及び副議長がともにかけている日数があるときは、当該日数は、当該期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から59日以内
にそのすべてについて開示決定等をする
ことにより事務の遂行に著しい支障が生ず
るおそれがある場合には、前条の規定にか
かわらず、実施機関は、開示請求に係る
公文書のうちの相当の部分につき当該期
間内に開示決定等をし、残りの公文書に
ついては相当の期間内に開示決定等をす
れば足りる。この場合におい

ないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(7) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内になしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内
にそのすべてについて開示決定等をする
ことにより事務の遂行に著しい支障が生
ずるおそれがある場合には、前条の規定
にかかわらず、実施機関は、開示請求に
係る公文書のうちの相当の部分につき当
該期間内に開示決定等をし、残りの公文
書については相当の期間内に開示決定等
をすれば足りる。この

て、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 (略)

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 (略)

(公文書の開示の実施)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

5 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 (略)

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号ウ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 (略)

(公文書の開示の実施)

第15条 (略)

2・3 (略)

(審査請求の特例)

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした

(審査請求をすべき実施機関)

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

(審査請求の特例)

第17条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第17条の4 第17条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、神奈川県内広域水道企業団行政不服審査法に基づく手数料条例(平成28年神奈川県内広域水道企業団条例第1号)第2条の規定にかかわらず、実施機関の定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の設置等)

第21条 第18条第1項、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第●号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第5条第1項及び神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項、個人情報保護法施行条例第5条第2項の規定による諮問及び議会個人情報保護条例第46条第3項による諮問について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

3～8 (略)

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは個人情報保護法施行条例第5条第1項の規定により諮問した審査庁又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により諮問した議長(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等に係る公文書又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報

(1)～(3) (略)

(神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の設置等)

第21条 第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べるができる。

3～8 (略)

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第1項の開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案の審議に必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第23条 審査会は、審査関係人から申出があったときは、当該審査関係人に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第23条の2 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案の審議に必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第23条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第23条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報
を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定により閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(準用)

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、実施機関の定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第24条の2 第18条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項の諮問に係る第24条第1項の規定による写しの交付の手数料及びその減免については、神奈川県内広域水道企業団行政不服審査法に基づく手数料条例(平成28年神奈川県内広域水道企業団条例第1号)第6条から第9条までの規定を準用する。

第30条～第32条 (略)

(出資法人の情報公開)

第30条 企業団が出資している法人で、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人の情報公開が推進されるよう、必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

第31条～第33条(略)

(附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p>

（神奈川県内広域水道企業団行政不服審査法に基づく手数料条例の一部改正）

第3条 神奈川県内広域水道企業団行政不服審査法に基づく手数料条例（平成28年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び第5項並びに法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項及び第5項(神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第●号)第5条第1項の規定により諮問された神奈川県内広域水道企業団情報公開条例(平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号)第21条第1項に規定する神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。)から法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を求める場合に限る。)の規定に基づき、審査請求に関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(提出資料の写しの交付に係る手数料の額)</p> <p>第6条 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定(神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例第5条第1項の規定により諮問された情報公開・個人情報保護審査会から法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を求める場合に限る。)により納付しなければならない手数料の額は、別表の左欄に掲げ</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び第5項の規定に基づき、審査請求に関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

る交付の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(提出資料の写しの交付に係る手数料の納付時期)

第7条 前条の手数料は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

(提出資料の写しの交付に係る手数料の減免)

第8条 情報公開・個人情報保護審査会は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により第6条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により第6条の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を情報公開・個人情報保護審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(提出資料の写しの交付に係る手数料の不還付)

第9条 第6条の規定による既納の手数料は、還付しない。ただし、情報公開・個人情報保護審査会が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

(委任)

第10条 (略)

(委任)

第6条 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年1月27日提出

神奈川県内広域水道企業団

企業長 浅羽 義里

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、公文書の定義や開示決定等の審査請求に係る手続など関係規定を整備するため、本条例案を提案するものである。

議案第3号

**令和5年度神奈川県内広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算**

(総則)

第1条 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用水供給先 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市
- (2) 年間総供給量 515,279,700 立方メートル
- (3) 一日平均供給量 1,407,868 立方メートル
- (4) 主要な建設事業
 - ア 施設更新等整備事業 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の施設更新等の工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	用水供給事業収益	46,791,481 千円
第1項	営業収益	43,162,767 千円
第2項	営業外収益	3,628,714 千円
	支	出
第1款	用水供給事業費用	43,684,348 千円
第1項	営業費用	41,299,125 千円
第2項	営業外費用	2,385,223 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,272,843千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額762,837千円、当年度分損益勘定留保資金12,984,736千円、建設改良積立金4,774,608千円及び繰越利益剰余金処分額750,662千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	用水供給事業 資本的収入	3,112,854 千円
第1項	企業債	2,848,000 千円
第2項	補助金	264,854 千円
支 出		
第1款	用水供給事業 資本的支出	22,385,697 千円
第1項	一般建設改良費	8,926,658 千円
第2項	投資有価証券購入費	200,000 千円
第3項	企業債償還金	13,251,116 千円
第4項	国庫補助金返還金	7,923 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
施設更新等整備事業	令和6年度から令和8年度まで	5,439,000
水道施設維持管理	令和6年度から令和7年度まで	261,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新等 整備事業	2,848,000	普通貸借又は証券発行の方法による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業の進ちよく又は財政その他の都合により一部を翌年度へ繰り越して起債することができる。	年3.0% 以内	公的資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合は30年以内に償還する。ただし、財政の都合により償還期間を短縮し、又は本条に定める条件の範囲内で借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- （2）企業債償還金に不足が生じた場合における一般建設改良費及び企業債償還金の間の流用

（利益剰余金の処分）

第9条 繰越利益剰余金のうち750,662千円は、次のとおり処分するものとする。

- （1）繰越利益剰余金
 - ア 減債積立金 750,662千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、66,000千円と定める。

令和5年1月27日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

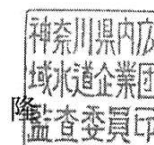
4 諸 報 告



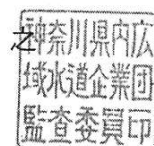
広域水監第31号
令和4年11月28日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 持田文男様

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 小林



同 大八木 雅



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和4年10月分

検査年月日 令和4年11月28日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和4年10月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
867,962,854,769	928,382,182,832	4,396,168,769	資産勘定	2,051,630,180	464,247,257,391	403,827,929,328
848,094,057,900	849,557,543,374	295,303,273	固定資産	133,316,873	405,291,414,802	403,827,929,328
663,623,803,564	665,087,289,038	295,303,273	有形固定資産	133,316,873	405,291,414,802	403,827,929,328
184,070,254,336	184,070,254,336		無形固定資産			
400,000,000	400,000,000		投資その他の資産			
19,868,796,869	78,824,639,458	4,100,865,496	流動資産	1,918,313,307	58,955,842,589	
15,821,589,889	68,835,535,908	3,509,418,621	現金・預金	1,629,856,789	53,013,946,019	
	3,867,341,252		未収金		3,867,341,252	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,807,723,400	3,395,922,400	224,650,600	前払金	29,220,000	588,199,000	
			立替金			
508,402,265	1,994,731,000	259,346,000	仮払金	259,235,955	1,486,328,735	
618,063,315	618,090,898	107,450,275	その他流動資産	563	27,583	
	127,767,484,907	86,808,025	負債勘定	401,679,543	309,883,274,532	182,115,789,625
	5,760,000		固定負債		69,048,069,123	69,042,309,123
			企業債		66,006,377,748	66,006,377,748
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	5,760,000		引当金		3,041,691,375	3,035,931,375
			その他固定負債			
	14,080,296,584	82,519,034	流動負債	397,659,537	23,346,517,942	9,266,221,358
			一時借入金			
	7,029,076,599		企業債		14,140,844,088	7,111,767,489
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,355,063,883	41,667,300	未払金	38,888,300	6,452,305,883	97,242,000

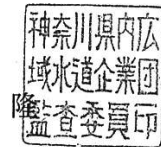
借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	68,328,697		未払費用		68,328,697	
			前受金			
	370,133,639	40,851,734	預り金	43,781,762	500,465,082	130,331,443
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	257,693,766		引当金		257,693,766	
			その他流動負債	314,989,475	1,926,880,426	1,926,880,426
	113,681,428,323	4,288,991	繰延収益	4,020,006	217,488,687,467	103,807,259,144
	4,288,991	4,288,991	長期前受金		217,484,667,461	217,480,378,470
113,673,119,326	113,677,139,332		長期前受金収益化累計額	4,020,006	4,020,006	
			資 本 勘 定		271,468,534,697	271,468,534,697
			資 本 金		256,257,990,556	256,257,990,556
			資本金		256,257,990,556	256,257,990,556
			剰 余 金		15,210,544,141	15,210,544,141
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
			利益剰余金		11,032,202,723	11,032,202,723
			欠損金			
	11,070	11,070	収 益 勘 定	3,150,927,439	19,279,261,224	19,279,250,154
	11,070	11,070	用水供給事業収益	3,150,927,439	19,279,261,224	19,279,250,154
			営業収益	3,147,613,500	19,235,568,380	19,235,568,380
	11,070	11,070	営業外収益	3,313,939	43,692,844	43,681,774
			特別利益			
8,728,649,035	8,729,473,582	1,121,482,426	費 用 勘 定	233,128	824,547	
8,728,649,035	8,729,473,582	1,121,482,426	用水供給事業費用	233,128	824,547	
8,098,072,869	8,098,897,416	1,121,482,426	営業費用	233,128	824,547	
630,576,166	630,576,166		営業外費用			
			特別損失			
876,691,503,804	1,064,879,152,391	5,604,470,290	合 計	5,604,470,290	1,064,879,152,391	876,691,503,804



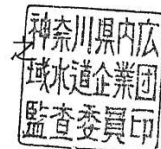
広域水監第32号
令和4年12月27日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 持田文男様

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 小林



同 大八木 雅



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和4年11月分

検査年月日 令和4年12月27日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和4年11月30日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
870,316,999,023	934,954,744,117	6,572,561,285	資産勘定	4,116,701,845	468,363,959,236	403,726,214,142
848,087,975,930	849,907,041,739	349,498,365	固定資産	253,865,149	405,545,279,951	403,726,214,142
663,617,721,594	665,436,787,403	349,498,365	有形固定資産	253,865,149	405,545,279,951	403,726,214,142
184,070,254,336	184,070,254,336		無形固定資産			
400,000,000	400,000,000		投資その他の資産			
22,229,023,093	85,047,702,378	6,223,062,920	流動資産	3,862,836,696	62,818,679,285	
17,935,080,913	74,489,041,616	5,653,505,708	現金・預金	3,540,014,684	56,553,960,703	
	3,867,341,252		未収金		3,867,341,252	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,949,694,000	3,578,733,000	182,810,600	前払金	40,840,000	629,039,000	
			立替金			
507,882,068	2,276,091,000	281,360,000	仮払金	281,880,197	1,768,208,932	
723,348,112	723,477,510	105,386,612	その他流動資産	101,815	129,398	
	127,833,362,055	65,877,148	負債勘定	385,845,867	310,269,120,399	182,435,758,344
	5,760,000		固定負債		69,048,069,123	69,042,309,123
			企業債		66,006,377,748	66,006,377,748
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	5,760,000		引当金		3,041,691,375	3,035,931,375
			その他固定負債			
	14,121,358,060	41,061,476	流動負債	369,367,145	23,715,885,087	9,594,527,027
			一時借入金			
	7,029,076,599		企業債		14,140,844,088	7,111,767,489
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,355,063,883		未払金		6,452,305,883	97,242,000

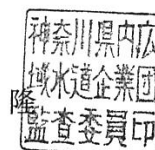
借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	68,328,697		未払費用		68,328,697	
			前受金			
	411,195,115	41,061,476	預り金	40,987,159	541,452,241	130,257,126
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	257,693,766		引当金		257,693,766	
			その他流動負債	328,379,986	2,255,260,412	2,255,260,412
	113,706,243,995	24,815,672	繰延収益	16,478,722	217,505,166,189	103,798,922,194
	29,104,663	24,815,672	長期前受金		217,484,667,461	217,455,562,798
113,656,640,604	113,677,139,332		長期前受金収益化累計額	16,478,722	20,498,728	
	7,809,469,276	7,809,469,276	資 本 勘 定	7,809,469,276	279,278,003,973	271,468,534,697
			資 本 金	1,772,213,000	258,030,203,556	258,030,203,556
			資 本 金	1,772,213,000	258,030,203,556	258,030,203,556
	7,809,469,276	7,809,469,276	剰 余 金	6,037,256,276	21,247,800,417	13,438,331,141
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	7,809,469,276	7,809,469,276	利益剰余金	6,037,256,276	17,069,458,999	9,259,989,723
			欠損金			
	11,800	730	収 益 勘 定	3,292,469,243	22,571,730,467	22,571,718,667
	11,800	730	用水供給事業収益	3,292,469,243	22,571,730,467	22,571,718,667
			営業収益	3,282,835,880	22,518,404,260	22,518,404,260
	11,800	730	営業外収益	9,633,363	53,326,207	53,314,407
			特別利益			
9,885,226,827	9,887,140,940	1,157,667,358	費 用 勘 定	1,089,566	1,914,113	
9,885,226,827	9,887,140,940	1,157,667,358	用水供給事業費用	1,089,566	1,914,113	
9,254,650,661	9,256,564,774	1,157,667,358	営業費用	1,089,566	1,914,113	
630,576,166	630,576,166		営業外費用			
			特別損失			
880,202,225,850	1,080,484,728,188	15,605,575,797	合 計	15,605,575,797	1,080,484,728,188	880,202,225,850



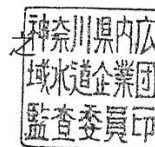
広域水監第33号
令和5年1月30日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 持田文男様

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 小林



同 大八木 雅



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和4年12月分

検査年月日 令和5年1月30日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和4年12月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
872,388,528,523	946,818,546,746	11,863,802,629	資産勘定	9,775,064,740	478,139,023,976	403,709,005,753
848,242,304,421	850,102,145,258	195,103,519	固定資産	23,566,639	405,568,846,590	403,709,005,753
663,772,020,243	665,631,861,080	195,073,677	有形固定資産	23,566,639	405,568,846,590	403,709,005,753
184,070,284,178	184,070,284,178	29,842	無形固定資産			
400,000,000	400,000,000		投資その他の資産			
24,146,224,102	96,716,401,488	11,668,699,110	流動資産	9,751,498,101	72,570,177,386	
19,577,246,960	85,579,423,036	11,090,381,420	現金・預金	9,448,215,373	66,002,176,076	
	3,867,341,252		未収金		3,867,341,252	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
3,127,654,600	3,756,693,600	177,960,600	前払金		629,039,000	
			立替金			
508,654,599	2,580,130,000	304,039,000	仮払金	303,266,469	2,071,475,401	
819,649,943	819,795,600	96,318,090	その他流動資産	16,259	145,657	
	127,936,563,586	103,201,531	負債勘定	418,986,970	310,688,107,369	182,751,543,783
	5,760,000		固定負債		69,048,069,123	69,042,309,123
			企業債		66,006,377,748	66,006,377,748
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	5,760,000		引当金		3,041,691,375	3,035,931,375
			その他固定負債			
	14,212,884,976	91,526,916	流動負債	418,986,970	24,134,872,057	9,921,987,081
			一時借入金			
	7,029,076,599		企業債		14,140,844,088	7,111,767,489
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,355,063,883		未払金		6,452,305,883	97,242,000

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	68,328,697		未払費用		68,328,697	
			前受金			
	502,722,031	91,526,916	預り金	101,863,788	643,316,029	140,593,998
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	257,693,766		引当金		257,693,766	
			その他流動負債	317,123,182	2,572,383,594	2,572,383,594
	113,717,918,610	11,674,615	繰延収益		217,505,166,189	103,787,247,579
	40,779,278	11,674,615	長期前受金		217,484,667,461	217,443,888,183
113,656,640,604	113,677,139,332		長期前受金収益化累計額		20,498,728	
	7,809,469,276		資 本 勘 定		279,278,003,973	271,468,534,697
			資 本 金		258,030,203,556	258,030,203,556
			資本金		258,030,203,556	258,030,203,556
	7,809,469,276		剰 余 金		21,247,800,417	13,438,331,141
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	7,809,469,276		利益剰余金		17,069,458,999	9,259,989,723
			欠損金			
	11,800		収 益 勘 定	3,171,394,450	25,743,124,917	25,743,113,117
	11,800		用水供給事業収益	3,171,394,450	25,743,124,917	25,743,113,117
			営業収益	3,170,287,660	25,688,691,920	25,688,691,920
	11,800		営業外収益	1,106,790	54,432,997	54,421,197
			特別利益			
11,283,668,827	11,285,957,460	1,398,816,520	費 用 勘 定	374,520	2,288,633	
11,283,668,827	11,285,957,460	1,398,816,520	用水供給事業費用	374,520	2,288,633	
10,653,092,661	10,655,381,294	1,398,816,520	営業費用	374,520	2,288,633	
630,576,166	630,576,166		営業外費用			
			特別損失			
883,672,197,350	1,093,850,548,868	13,365,820,680	合 計	13,365,820,680	1,093,850,548,868	883,672,197,350



令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 持田文男様

広域水道常任委員会
委員長 浅野文直

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 水道用水供給事業
- 2 理 由 調査を要するため



令和5年2月9日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 持田文男様

議会運営委員会

委員長 梅沢裕之

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 (1) 議会の運営に関することについて
 (2) 議会の会議規則、委員会条例等について
 (3) 議長の諮問に関することについて

- 2 理 由 調査を要するため

神奈川県内広域水道企業団議会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 持 田 文 男

議 員 藤 崎 浩 太 郎

同 齊 藤 た か み

